

JA 金沢市における取引別の手続きについて

各取引別の主な手続きは、以下のとおりとなります。

貯金

○貯金取引（当座貯金を除く、普通貯金、定期貯金等）の解約または名義変更、普通貯金通帳等の紛失の申出

※名義変更される場合は、実際に相続財産を受取られる相続人の方（ご自分の名義に変更される相続人の方）によるお手続きが必要となります。

○当座貯金

使用していない小切手・手形等をご持参のうえ、当 JA 所定の手続きを行って下さい。

投資信託・債権

○国債、投資信託の解約（売却、買取）または名義変更

※名義変更される場合は、実際に相続財産を受取られる相続人の方（ご自分の名義に変更される相続人の方）によるお手続きが必要となります。

※投資信託については直接解約できず、名義変更後の解約となります。

融資

○お亡くなりになられた方(以下、被相続人といいます)がお借入者または保証人となっておられた場合は、貯金とは別に相続手続きが必要になりますが、お取引の内容によって、手続き方法や必要な書類が異なります。

また、融資取引を相続される（債務者変更）場合、当 JA の審査が必要となり、お時間を要する場合がございます。

○被相続人が連帯保証人や担保提供者となっておられた場合は、原則、対象となる融資のお借入者ご本人様による変更手続きが必要となります。

○融資の相続手続きにご提出いただく印鑑証明書は、発行後 3 ヶ月以内となり、原本はご返却できませんので予めご了承ください。

◆詳しくはお取引店舗の融資担当者までご相談ください。

共済

○共済のお取引がある場合は、貯金とは別に相続手続きが必要になりますが、お取引内容によって手続き方法や必要な書類が異なります。

○生命・傷害共済では被共済者様の死亡等による共済金請求手続きが必要になる場合がありますが、死亡共済金受取人の指定がない場合や、被相続人がお亡くなりになる前に通院、入院、または手術を受けた場合など、お取引内容によって手続き方法が異なります。

◆詳しくはお取引店舗の共済担当者までご相談ください。

出資

○出資のお取引がある場合は、貯金とは別に相続手続きが必要になります。

◆詳しくは、お取引店舗へお問合せください。

購買・販売

○被相続人の貯金口座からの口座振替の登録になっている購買代金等の諸代金については、別途お支払いください。

○被相続人の方が共販部会・ほがらか村(直売所)の出荷者の場合は、出荷者解除登録が必要になります。

◆詳しくは、各アグリセンター又はほがらか村(直売所)にお問い合わせください。

その他

○JA 金沢市葉っぱポイントサービスは、被相続人の死亡により退会の手続きが必要になります。名義変更手続きはできかねますので予めご了承ください。なお、相続人の方がJA 金沢市葉っぱポイントサービスを利用する場合は、相続人名義での新規加入手続きをお願いします。

○確定申告支援サービスは、被相続人の死亡により解約手続きが必要になります。相続人の方が、確定申告支援サービスを利用される場合は、新規申込手続きをお願い致します。

◆詳しくは、お取引店舗へお問合せください。